

令和3年9月29日

保護者の皆様

那覇市こども教育保育課長
(公印省略)

緊急事態宣言解除後の就学前教育保育施設の対応について

【第66報】

平素より新型コロナウイルス感染症予防対策に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。
みだしのことについて、今般の沖縄県緊急事態宣言が解除され、経済活動再開に向けた感染拡大抑止期間への変更(沖縄県対処方針)(以下「県対処方針」という。)を受け、10月1日(金)から当面の間、下記のとおりと決定しましたので、お知らせいたします。

罹患者は減少してきておりますが、気を許すこと無く、引き続き、感染防止対策を講じていただきますようお願いいたします。

なお、本決定事項は、9月29日現在であり、変更があり得ることを申し添えます。

記

- 1 緊急事態宣言解除に伴い、これまで依頼の「登園自粛の要請」については、園児または、同居家族の県外への往来に係るものを含めて終了となりますが、各家庭での保育が可能な世帯で、可能な日に、御家庭での保育を行う「家庭保育の協力願い」について、ご理解とご協力くださるようお願いいたします。なお、「家庭保育の協力願い」については、保育料等の減免措置は対象外となります。
- 2 感染した場合や濃厚接触者となった場合は、これまで通り園への報告をお願いいたします。その場合は、保健所の指示に従い園を休んでください。その場合の保育料等は減免対象となります。
- 3 同居家族に体調不良の方がいた場合、可能な限り、登園をお控え下さい。また、同居家族に濃厚接触者、もしくは、PCR検査対象者がいる場合、結果が出るまでは可能な限り登園を控えていただき、体調管理をしてください。健康観察シートは家族を含めてのご記入をお願いします。(別添2)
- 4 3密を避ける、手洗いの徹底等、感染症対策徹底を引き続きお願いいたします。
- 5 園行事につきましては、それぞれの行事の意義や必要性を確認しつつ、感染状況を踏まえ対策を十分講じた上で実施して参ります。ご理解の程よろしくをお願いいたします。

本件の担当
那覇市こども教育保育課
電話：861-2113